

「風しん予防接種」費用助成について

全国的に風しんが流行している中、県内におきましても今年1月から今日現在で21件の発生があり、うち都城管内では3件の報告があります。

そこで、本市では、風しんの流行により心配される先天性風疹症候群の発生防止を目的に、風しん予防接種の費用を今年度中、年齢制限なく助成します。また、4月1日以降に接種した方も対象とします。

※先天性風疹症候群…妊娠初期に風疹にかかり、胎児に感染して引き起こされる障がいの総称。

〈事業のポイント〉

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ①年齢制限なし | (県内先行市町：事例なし) |
| ②年度中を対象期間(12カ月)とする | (県内先行市町：都農町) |
| ③4月1日以降に接種した人も遡って対象とし、後払いで対応 | (県内先行市町：都農町) |
| ④指定医療機関以外の医療機関でも接種でき、後払いで対応 | (県内先行市町：事例なし) |

1 対象者

- 都城市民で、①現在、妊娠している女性の夫（未婚のパートナーを含む）
 ②妊娠を予定・希望する女性
 ③②の夫（未婚のパートナーを含む）

※風しんにかかったことがある方や過去に2回以上風しん予防接種単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンを受けたことがある方は除きます。また、現在妊娠している方は接種できません。

2 助成対象となる接種期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

※後払いの手続きについては、こども課へお問い合わせください。

3 助成額

4,000円（期間内に一人1回限り）

※予算額 8,000千円（4,000円*2,000人）

4 自己負担額

4月1日～6月30日の期間に予防接種を受けた方

- ・医療機関で予防接種された場合、全額を医療機関で支払った後、後払い(助成額分)の手続きをとっていただきます。ワクチン接種額は、医療機関で異なります。

7月1日(予定)～平成26年3月31日の期間に予防接種を受けた方

- ・指定医療機関で接種された場合は、助成額を差引いた額を医療機関で支払っていただきます。
- ・指定医療機関以外の医療機関で接種された場合は、全額を医療機関で支払ったのち、後払い(助成額分)の手続きをとっていただきます。

5 接種場所

- ・指定医療機関（現在調整中。医師会と協議しホームページ等でお知らせします）
 ※指定医療機関以外の医療機関でも接種できます。その場合は、後払いでの対応となります。